

令和3年8月26日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第108号：新型コロナウイルス対策高等委員会による記者会見）

【ポイント】

○新型コロナウイルス対策高等委員会は、記者会見でオマーンが認可しているワクチン、9月1日からの陸路国境封鎖措置の解除等について、発表しました。

【本文】

1 8月26日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、19日に発表した新たな措置に関する記者会見を開きました。報道によれば、概要以下のとおりです。

（1）ワクチン

ア オマーンが認可しているワクチンは、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ジョンソン・エンド・ジョンソン、シノファーム、シノバック、スプートニク、コビシールドの8種類。ジョンソン・エンド・ジョンソンは1回接種型として認める。

イ 子供へのワクチン接種も決めた国がある中、6歳以上の子供への接種も念頭に置き857万回分以上のワクチンを確保済みである。（受領済みは395万回分）

ウ 3度目のワクチン接種については、WHOが推奨していないこともあり、時期尚早である。

エ 9月半ばまでにオマーン国民の2回目のワクチン接種が完了する見込み。

（2）出入国

ア （ワクチン未接種の外国人の入国は禁止するものの）未接種のオマーン人の入国は感染症対策が取られていることを条件に認める。

イ 9月1日から陸路の国境封鎖措置を解除する。入国前のワクチン接種及びPCR検査等を条件にオマーンへの陸路での入国を認める。

ウ 2回のワクチン接種が完了している者のGCC諸国間移動時のPCR検査の免除要件について、GCC諸国と検討中である。

（3）査証

ア 9月1日以降、全種類のビザ発給を再開する。

イ 2021年以降発給された査証は無料で今年末まで延長可能である。

ウ 有効な居住ビザを有するものが6か月以上オマーンを離れている場合は、雇用主による申請を可とする。

エ 居住ビザの更新について、月末までの申請には最低1回のオマーン認可ワクチンの接種が、10月1日以降は2回の接種が義務づけられる。

（4）出勤体制

9月1日以降、政府系機関において全職員の出勤を認める。

2 23日の領事メール第107号1（7）について、オマーン民間航空庁（CAA）に確認したところ、ワクチン接種が困難である病気の患者は、診断書の提示により、ワクチン接種証明書のアップロードは免除されるが、PCR検査受検のうえ、陰性証明書のアップロードは必要であるとのこと。

3 8月24～26日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、23日に120件、24日に113件、25日に101件の新規感染を記録し、25日までの累積感染症例数は301,784件（死亡件数は4,049件、治癒件数は291,039件、治癒率96.4%）、25日の入院件数は147件（新規17件、ICU68件）です。

4 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

－住所：Villa No.760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>